

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年9月8日 02時55分ごろ
発生場所	山口県宇部港南東方沖 本山灯標から真方位230° 1.4海里付近 (概位 北緯33°52.0′ 東経131°13.7′)
事故の概要	貨物船 ^{ジャンホウイン} JANGHO WINは東進中、また、漁船 ^{しょうえい} 昌栄丸は北進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年9月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 JANGHO WIN（大韓民国籍）、1,119トン 9103623（IMO番号）、JANGHO SHIPPING CO., LTD. B 漁船 昌栄丸、4.92トン YG3-45680（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、三級航海士（大韓民国発給） 航海士A（大韓民国籍）、五級航海士（大韓民国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に亀裂及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長A及び航海士Aほか8人（大韓民国籍2人、インドネシア共和国籍1人、ミャンマー連邦共和国籍5人）が乗り組み、法定灯火を表示し、山口県徳山下松港に向け、大韓民国 ^{マサン} 馬山港を出港したのち航海士A及び甲板員1人が当直に就き、宇部港南東方沖を約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で東進した。 航海士Aは、船首方約30mにB船を初認して右舵を取り、B船を避航できたと思い、原針路に戻そうと左舵を取ったところ、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 航海士Aは、異常な音、衝撃を感じなかったため、衝突したことに気付かず航行を続け、海上保安庁から無線連絡を受けてB船と衝突したことを知った。 航海士Aは、見張りを十分に行って早期にB船を発見し、余裕のある操船をして避航後もB船の動静を監視していれば良かったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、操業を終え、宇部港に向けて自

	<p>動操舵により約4knの速力で北進していた。</p> <p>船長Bは、船尾甲板に腰を掛け、船首方を向いて漁獲物の選別作業（以下「本件作業」という。）を行っていたとき、ふと左舷船尾方を見たところ、A船の右舷灯及び左舷灯を視認した。</p> <p>船長Bは、A船の右舷灯が見えなくなったので、A船がB船の船尾方を通過してくれると思い本件作業を続けていたが、波切り音が聞こえたので再び左舷船尾方を見たところ、至近に迫ったA船を認めたもののどうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突後もA船が航行を続けたので、僚船に海上保安庁への通報を依頼した。</p> <p>船長Bは、A船がB船の船尾方を通過してくれると思わず、作業を中断して見張りを続けていれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、東進中、航海士Aが、航行中のB船に船首方約30mの距離で初めて気づき、右舵を取ってB船を避航したものの、B船から十分に離れていない状態で原針路に戻そうとして左舵を取って航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北進中、船長Bが、船尾甲板で本件作業を行っていた際、左舷方にA船の右舷灯及び左舷灯を認め、その後右舷灯が見えなくなったので、A船がB船の船尾方を通過してくれると思い本件作業を続けたことから、A船が再び接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船が東進中、B船が北進中、航海士Aが、航行中のB船に船首方約30mの距離で初めて気づき、右舵を取ってB船を避航したものの、B船から十分に離れていない状態で原針路に戻そうとして左舵を取って航行し、また、船長Bが、船尾甲板で本件作業を行っていた際、左舷方にA船の右舷灯及び左舷灯を認め、その後右舷灯が見えなくなり、A船がB船の船尾方を通過してくれると思い本件作業を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶の操船者は、余裕のある操船ができるよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船舶の操船者は、避航する際、他の船舶との距離が十分離れ、確実に避航したことを確認してから原針路に戻すこと。 ・漁船の船長は、特定の作業に意識を向け過ぎず、接近してくる他船に対して継続して見張りを行うこと。